

H-CV-2nd

令和2年10月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(ネ)第127号、同128号各慰謝料請求控訴事件(原審・前橋地方裁判所平成31年(ワ)第118号)

口頭弁論終結日 令和2年8月31日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人 今井 豊

群馬県沼田市東原新町1940番地1

被控訴人	利根沼田農業協同組合
同代表者代表理事	林 康夫
同訴訟代理人弁護士	高橋伸二
同	中原英明
同	福島翔也

東京都江東区豊洲六丁目3番1号

被控訴人	東京シティ青果株式会社
同代表者代表取締役	鈴木敏行
同訴訟代理人弁護士	桑原紀昌

群馬県高崎市下大類町1258番地

被控訴人	ぐんま県央青果株式会社
同代表者代表取締役	阿久澤吉廣
同訴訟代理人弁護士	富岡桂三

東京都大田区東海三丁目2番1号

被控訴人	東京青果株式会社
同代表者代表取締役	川田一光
同訴訟代理人弁護士	岩崎政孝
同	山田明信

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決をいずれも取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帶して10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人らの従業員が、共謀の上、控訴人が出荷したズッキーニを差別化し、青果市場において安値を付ける価格操作を繰り返して控訴人の経済生活を脅かし、また、証拠隠滅などにより犯行を隠蔽し、価格の異常性を演出して包囲網の威力を示すことにより、控訴人の生命、財産及び名誉に対する脅迫を行い、これにより著しい恐怖と屈辱を受けたなどと主張する控訴人が、被控訴人らに対し、共同不法行為についての使用者責任に基づき、慰謝料600万円のうちの10万円の支払を求めているものである。

原審は、被控訴人利根沼田農業協同組合に対する請求にかかる弁論とその余の被控訴人らに対する請求にかかる弁論とを分離して判決し、いずれの判決においても控訴人の請求を棄却したので、これを不服とする控訴人が控訴した。

- 2 控訴人の主張及び被控訴人らの主張は、下記3のとおり、控訴人の当審における補充主張の要旨を附加するほかは、各原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 控訴人の当審における補充主張の要旨

控訴人が参入する前のズッキーニの価格は年平均で1箱当たり700円であったが、控訴人が参入後、半値以下に下がり、年々最安値を更新した。平成29年7月17日及び18日に控訴人が出荷したズッキーニには1箱当たり50

円の価格が付けられている。この価格は異常に低く、箱代53円よりも低く、生活防衛ラインを下回るものである。これは、需給面からは説明がつかず、控訴人に対する差別対価が行われていたと推認される。控訴人が出荷したズッキーニの品質に問題はなく、品質に問題のない控訴人が出荷したズッキーニだけの価格が低いのは控訴人への害意を持って差別的な安値を付けるという価格操作が行われていたためと考えるほかはない。本件の核心は、以上のような、価格の異常性にある。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも棄却すべきと判断する。

その理由は、下記2のとおり控訴人の当審における補充主張に対する判断を付加するほかは、各原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の当審における補充主張に対する判断

控訴人は、控訴人の参入後ズッキーニの価格が下落し、平成29年7月17日及び18日に控訴人が出荷したズッキーニには1箱当たり50円の価格が付けられており、この価格の異常さは、控訴人が出荷したズッキーニに対する価格操作が行われたためであると主張する。

そして、平成29年7月17日に被控訴人東京青果株式会社に出荷されたズッキーニ及び同月18日に被控訴人ぐんま県央青果株式会社に出荷されたズッキーニにいずれも1箱当たり50円という低い価格が付けられたこと（甲3）は各原判決が認定するとおりである。

確かに、1箱（2kg）当たり50円の価格は、ズッキーニの価格としては相当中に低いものということができ、これが、控訴人が出荷したズッキーニに付けられた価格である可能性は否定し難いところではある。

しかしながら、青果物の価格は、市場における当該商品に対する需要と供給の寡多や商品の品質などにより決まるのであり、売れ残った場合に商品を破棄

せざるを得なくなることもあり得ることを考えると、需要が少ない場合や品質が悪い場合などには、商品の破棄を避けるために名目的な価格で販売せざるを得ないことも当然に考えられるところである。しかも、甲2、3及び16によれば、被控訴人利根沼田農業協同組合のズッキーニの各単価は等階級別に定められており、控訴人が出荷したズッキーニのみを低価格と値付けしたと認めることはできない。さらに甲14及び16によれば、例えば控訴人がズッキーニAMを単価403円で被控訴人利根沼田農業協同組合に平成29年7月7日に販売しているが、被控訴人利根沼田農業協同組合は、同日、ズッキーニAMを200円から600円で取引しているものであり、他の取引においても控訴人の出荷分だけを低価格で販売していたと認めることはできない。したがって、控訴人の出荷分だけが価格差別が行われたと認めるに足りる証拠はない。よって、その余の主張について判断するまでもなく控訴人の主張は採用できない。

第4 結論

以上のとおり、各原判決はいずれも正当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

近藤昌平

裁判官

渡辺左千夫

裁判官

吉田 徹

裁判所書記官 務 川 審

東京高等裁判所第12民事部

令和2年10月28日

乙丸法正木(秀子)。